

# ご旅行条件書(国内募集型企画旅行)

## 1.本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2.募集型企画旅行契約

①この旅行は、株式会社穴吹トラベル(番川県高松市古新町2番1号 観光庁長官登録旅行業第1978号、以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

②当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう手配し、旅程管理することを引き受けます。

③契約の内容・条件は、募集広告(ホームページ、パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

## 3.旅行のお申し込みと契約の成立時期

①当社所定の旅行申込書に必要事項をお申し出のうえ、下記に記載の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」、「取消料」、「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。

申込金(お一人様)

旅行代金	申込金
30,000円未満	全額
30,000円以上	30,000円以上旅行代金まで

②当社は電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受付することができます。この場合当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して7日以内に申込内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱う場合があります。

③旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受理したときに成立するものとします。電話によるお申し込みの場合は、本項②によりお申込金を当社が受理したときに、また、郵便又はファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。

## 4.お申し込み条件

①18才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

②特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

③(1)慢性疾患をおもちの方、(2)現在健康を損なっている方、(3)妊娠中の方、(4)身体に障害をおもちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置を要する費用はお客様負担とさせていただきます。なお、この場合、当社は医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

④当社は、本項①②③の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、①②③はお申し込みの日から、③はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

⑤お客様がご旅行中に疾病・傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

⑥お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

⑦お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑧その他当社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。

## 5.契約書面と最終旅行日程表のお渡し

①当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

②当社は、お客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に募集型企画旅行のお申し込みがなされた場合にあっては、旅行開始までにお渡しします。

③当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面及び最終旅行日程表に記載するところに特定されます。

## 6.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に支払わなければなりません。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払わなければなりません。

## 7.旅行代金について

①参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満3才以上の方はパンフレット表示代金、満3才未満の方は無料(この場合、バス・航空機の座席及びその他の旅行サービスの提供はありません。)となります。

②旅行代金は、各コースごとに表示いたします。出発日とご利用人数でご確認ください。

③「旅行代金」は第3項の「申込金」、第14項①の「取消料」、第14項②の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ、パンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 8.旅行代金に含まれるもの

①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入湯料・押観料等及び消費税等諸税。

②添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。

③その他ホームページ、パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しはいたしません。

## 9.旅行代金に含まれないもの

前項①から③のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

①超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。

②クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

③ご希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の代金。

④お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入湯料・押観料・食事代・写真代・交通費等)。

⑤ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

## 10.追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)。

①ホームページ、パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。

②「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。

③ホームページ、パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

④その他ホームページ、パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの。

## 11.旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合において止むを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 12.旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金の額の変更は一切いたしません。

①利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することができます。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

②当社は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

④第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

⑤当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ、パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 13.お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を、別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます(既に航空券を発行している場合、別途再発券にかかる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 14.取消料

①旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合にはホームページ、パンフレット記載の取消料を、ご参加のお客様からは一室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

②旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

③お客様のご都合による出発日及びコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

## 15.旅行開始前の解除

①お客様の解除権

(1)お客様はホームページ、パンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込店の営業時間内にお受けします。

(2)お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。

a 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b 第12項①に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d 当社がお客様に対し、第5項②記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しなかったとき。

e 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(3)当社は本項①の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項①の(2)により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しました。

②当社の解除権

(1)お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは本項①の(1)に規定する取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a お客様が第6項に規定する取消料に相当する額の違約料をお支払いいただけたとき。

b お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

d お客様が契約内容に超える負担を求めたとき。

e お客様の人数がホームページ、パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。

f スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(3)当社は本項②の(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の違約料を差し引いて払い戻しました。また、本項②の(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しました。

## 16.旅行開始後の解除

①お客様の解除権

(1)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2)お客様の責に帰すべき事由によりホームページ、パンフレットに従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しました。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

②当社の解除権

(1)当社は次に掲げる場合においてはお客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への遵従、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。



## (2)解除の効果及び払戻し

本項②の(1)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除するためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

(3)本項②の(1)のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

## 17.旅行代金の払戻し

①当社は、「第12項②③⑤の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」において、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあってはホームページ、パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻しいたします。

②本項①の規定は第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

③お客様は、出発日より1ヶ月以内に当社に払戻しをお申し出ください。

④クーポン券類の引渡し後払戻しについては、お引渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

## 18.添乗員等

特に明記しているものを除き、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 19.当社の責任

①当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

②手荷物について生じた本項①の損害については、本項①のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賃借額は1人あたり15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

③お客様が次に示すような事由により、損害が被られた場合におきましては、当社は原則として本項①の責任を負いません。

(1)天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

(2)運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。

(3)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

(4)官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

(5)自由行動中の事故。

(6)食中毒。

(7)盗難。

(8)運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。

## 20.特別補償

①当社は前項①の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。

②本項①にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

③お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダーサーフィン、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

④当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

⑤当社が本項①に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 21.お客様の責任

①お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

③お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又は当社に申し出なければなりません。

④当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

⑤クーポン券類消失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

## 22.オプショナルツアーや情報提供

①当社の募集型企画旅行参加のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツア」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

②オプショナルツアーの運行事業者は当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアーアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に對しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)。また、当該オプショナルツアーアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。

③当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)。が、それ以外の責任を負いません。

## 23.旅程保証

①当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の(1)～(3)で規定する変更を除きます。)は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項①の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

(1)次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が生じたことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

a 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。

b 戰乱。

c 暴動。

d 官公署の命令。

e 個人情報の漏洩による変更。

f 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供。

g 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

(2)第15項から第16項までの規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

(3)ホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

②本項①にかかわらず、当社がひとつ前の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定め「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額がお一人様につき1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。

③当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

## 変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%

④契約書面又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面又は確定書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集型企画旅行契約の部に記載あった事項の変更 又は確定書面のツアーカードに記載あった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:パンフレットと確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2:⑨に掲げる変更については①から⑧までの率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3:1件とは、運送機関の場合、1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4:④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5:③④に掲げる運送機関が宿泊設備利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注6:④に掲げる運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものであります。

注7:④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

## 24.通信契約による旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを要する」とこと(以下「通信契約」といいます。)を条件に「インターネットのTTC関連情報通信技術(以下「インターネット」といいます。)による旅行のお申し込みを受ける場合があります。

②本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。

③インターネットによるお申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

④通信契約による旅行契約は、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知します。その場合、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

⑤通信契約による旅行契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のクレジットカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。

## 25.国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については当社の係員にお問い合わせください。

## 26.個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に所定の項目について取得したお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただかずほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社では、(1)会社及び会員と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い(3)アンケートのお願い(4)特典サービスの提供(5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 27.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ、パンフレットに明示した日となります。

## 28.その他

①お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。

②お客様のご便益を図るために土産物店にご案内するこことがあります、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

③お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックスシートラベラーブラード)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配代金・旅程管理費は履行されたものとし、また、当該変更部分にかかる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

④当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

⑤旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として諸税が課せられますのでご了承ください。

⑥この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。